


地方公会計制度に基づく  
令和5年度 財務書類について



高 槻 市

## はじめに

市の令和5年度の財務書類を公表します。

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない資産や負債といったストック情報や、減価償却費などの見えにくいコストを捉えることが重要になっています。

地方公会計制度に基づく財務書類は、複式簿記による発生主義を取り入れることにより、官庁会計における「歳入歳出決算書」を補完する役割となります。

## 財務書類とは

### 貸借対照表 (R6. 3. 31 時点)

貸借対照表は、基準日時点における財政状況を明らかにすることを目的として作成するものです。保有する資産や、将来負担することとなっている負債を、ストック情報として総括的に表しています。

借方（左側）に資産を表示し、貸方（右側）に負債及び純資産を表示しており、借方と貸方の合計額は一致します。

### 主な項目説明

事業用資産	市庁舎や学校、ごみ処理施設など事業活動を行うための資産
インフラ資産	道路や公園など社会生活の基盤となる資産
長期延滞債権	1年を超えて徴収されていない税金や貸付金、使用料などの債権
徴収不能引当金	未収金や長期延滞債権、貸付金のうち徴収不能となることが見込まれる金額
未払金	支払義務発生の原因が生じていて、その金額が確定している、または合理的に見積もることができる金額
純資産	資産額から負債額を控除した正味の資産額で、過去・現世代から将来世代に引き継がれる資産
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積。原則として金銭以外の形態で保有
余剰分（不足分）	地方公共団体の費消可能な資源の蓄積。原則として金銭の形態で保有

### 行政コスト及び純資産変動計算書 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

行政コスト及び純資産変動計算書は行政コスト計算書と純資産計算書からなります。

行政コスト計算書は、一会計期間に実施された資産形成に繋がらない行政活動の状況

をコスト（資源の消費）という側面から把握するものです。現金主義会計により作成される「歳入歳出決算書」では把握されない減価償却費などの非現金コストについても計上します。

行政コスト計算書における収益は、行政サービス提供の直接的な対価として支払われる使用料や手数料が主なものであり、市民からの税金や国や府からの補助金は計上していません。よって、収支差し引きにより算出される純行政コストは、税金等で賄うべきものがどれくらいあるかを表しています。

純資産変動計算書は、純資産の一会計期間の動きを明らかにし、その増減の内訳を表すものです。純資産の増加は、将来に引き継がれる資産が現世代の負担により蓄積され、将来世代の負担が減少したことを意味し、純資産の減少は、その分の負担が将来世代に先送りされたことを意味します。

#### 主な項目説明

業務費用	人件費や物件費、維持補修費、減価償却費など経常的な行政活動に係る費用
移転費用	扶助費などの社会保障給付や他団体への補助金、他会計への繰出金などの費用
純経常行政コスト	経常的な行政活動に係る費用のうち、税金等で賄うべき費用
臨時損失	災害復旧費用や資産除売却損など臨時的に発生した費用
臨時利益	資産売却益など臨時的に発生した収入
純行政コスト	臨時損益も含めた全ての費用のうち、税金等で賄うべき費用
資産評価差額	有価証券などの評価替を行った場合の差額
無償所管換等	寄附・寄贈などにより無償で取得した固定資産の評価額等

#### 資金収支計算書 (R5. 4. 1~R6. 3. 31)

資金収支計算書は、一会計期間における資金の増加または減少の状況を明らかにするものです。資金の獲得・配分状況の理解や、債務の支払い能力の評価等に活用します。資金の性質に応じて業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの区分に分けて表します。

#### 主な項目説明

業務活動収支	経常的な行政活動に伴い、継続的に発生する資金の収支
投資活動収支	資本形成活動に伴い、臨時的に発生する資金の収支
財務活動収支	資金の借入や償還など、負債の管理に係る資金の収支
歳計外現金	一時的に預かっている資金

---

---

## 財務書類作成の前提条件

---

基準日は令和6年3月31日とし、出納整理期間（令和6年4月1日～5月31日まで）における資金の出入りは、基準日までに完了したものとして処理します。

---

---

## 財務書類作成の対象

---

各財務書類における、対象会計・団体は以下のとおりです。

《一般会計等財務書類》

一般会計

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

《全体財務書類》 一般会計等財務書類の対象会計の他、以下の会計

下水道等事業会計

自動車運送事業会計

水道事業会計

国民健康保険特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

《連結財務書類》 全体財務書類の対象会計の他、以下の団体

淀川右岸水防事務組合

後期高齢者医療広域連合

大阪府都市競艇企業団

大阪広域水道企業団

高槻市土地開発公社

大阪府三島救急医療センター

高槻都市開発株式会社

高槻市文化スポーツ振興事業団

高槻市都市交流協会

高槻市社会福祉事業団

高槻市社会福祉協議会

高槻市シルバー人材センター